# 京都府事務用封筒への広告掲載に関する契約書（案）

| |
|---|
| 収　入<br>印　紙 |

京都府を甲とし、（決定後記載）乙として、甲乙両当事者は、次のとおり契約を締結する。

（契約要項）
**第１条**　この契約の要項は、次のとおりとする。
(1) 名称、内容等　　京都府事務用封筒への広告掲載
(2) 広告掲載料　　（決定後記載）円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　（決定後記載）円）
(3) 契約期間　　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで
(4) 契約保証金　　免　　除
(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率　年（決定後記載）パーセント

（広告掲載の方法）
**第２条**　乙は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）及び京都府事務用封筒広告要領に基づき、京都府事務用封筒広告募集要項（以下「要項」という。）に沿って、京都府事務用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告を取扱うものとする。
2　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（広告掲載料の支払）
**第３条**　乙は、広告の掲載料として甲が発行する納入通知書により第１条第２号に定める金額を納期限までに甲に支払わなければならない。
2　乙は、前項の期間内に広告掲載料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
3　前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（履行遅滞）
**第４条**　甲は、第１条第３号の期間内に広告を掲載した封筒を発行できないときは、その期間を経過した日の翌日から広告を掲載した封筒を発行する日までの日数に応じ、第１条第２号の広告掲載料に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
2　前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第３条第３項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替えるものとする。

（広告の掲載の中止）
**第５条**　甲は、乙が要綱第 10 条に該当した場合には、催告等を行わずに広告の掲載を中止することができる。
2　乙は、前項の規定により広告の掲載を中止することにより、甲に損害又は損失が発生した場合は、その損害又は損失を補償しなければならない。

（苦情の処理）
**第６条**　乙は、広告を掲載したことにより甲が第三者から苦情又は謝罪、その他の請求を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

（契約の変更）
**第７条**　甲は、事情がある場合、乙と協議してこの契約の全部又は一部を変更することができる。
2　前項の場合において、甲の故意又は過失により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して定める。

（契約の解除）
**第８条**　甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき、又は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
2　乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

（談合等による解除）

**第８条の２**　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第１項に規定する納付命令又は第 64 条第１項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
(3) 前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（広告掲載料の還付）
**第９条**　甲は、納入された広告掲載料は還付しない。ただし、第８条第２項の規定により契約が解除されたとき又は要綱第 10 条第６号の規定により広告の掲載を中止したときは、その全部又は一部を還付することができる。
2　還付する広告掲載料には利息は付さない。

（違約金）
**第 10 条**　乙は、第８条第１項の規定により契約を解除されたときは、広告掲載料の 10 分の１を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

（損害賠償）
**第 11 条**　乙は、掲載された広告に関する一切の責任を負い、掲載された広告により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
2　甲は、広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任を負わない。

（損害賠償の予定）
**第 11 条の２**　乙は、第８条の２各号のいずれかに該当するときは、契約期間の満了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、広告掲載料の 10 分の２に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年６月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
2　前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）
**第 11 条の３**　第 10 条に該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）
**第 11 条の４**　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）
**第 12 条**　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）
**第 13 条**　乙は、この契約による事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（関係法令の遵守）
**第 14 条**　乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）
**第 15 条**　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　京都府
知　事　西　脇　隆　俊　　印

乙　住　所

氏　名　　印